

習志野市環境基本計画(素案) 令和7年9月版の概要

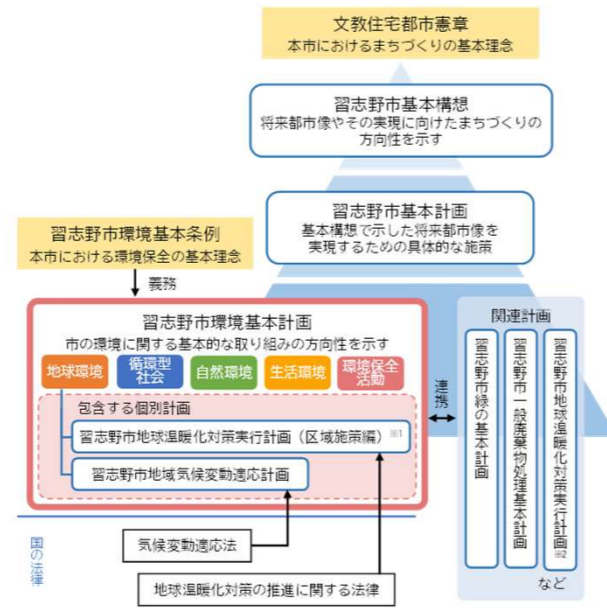
1. 計画名: 習志野市環境基本計画

(1) 計画策定の趣旨

環境基本計画は本市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。現行計画が令和7年度で期間満了となり、また、本市を取り巻く社会的状況の変化に対応していくとともに、目指す環境の将来像とその実現に向けた具体的な施策を掲げるため、次期計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

習志野市基本構想の将来都市像「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」を環境面から実現するための計画であり、習志野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画を包含します。



2. 計画期間

令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とし、必要に応じて見直しを検討します。

3. 目的と課題認識

本市の環境の現状や社会の変化、市民・事業者アンケート、庁内ヒアリング、環境保全政策の進捗状況などから課題を抽出し、計画の目標や具体的な施策へ反映しました。

以下の方向性に沿って計画を策定します。

- 気候変動対策、生物多様性保全対策は、国際動向の大きな変化、国、千葉県の施策に対応するため、本市に求められる役割を果たし、さらなる取り組みを加速する
- 「環境保全」が生活の質・幸福度の向上、ウェルビーイングを実現するという意識を市民・事業者へ定着させ、「環境に良いことは経済・社会にとっても良いこと」という考え方のもと、環境以外の施策の分野とも連携し、計画を推進する
- 本市の特性、市民・事業者の意見を反映した本市の目指す具体的な将来の環境の姿を広く共有し、目標に向けた各主体の取り組みや協働を進めるべく、啓発を図っていく

4. 目標

人と自然の調和 未来へつなげる持続可能なまち ならし

学生を対象にしたワークショップにおける意見等を踏まえ、「習志野市が目指す環境像」を定めました。若者が望む本市の将来像は、まちとしての住みやすさや、人と自然の循環を大切に、未来へつなげていきたいという意見がありました。本市の自然環境は、干潟として国内で初めてラムサール条約に登録された谷津干潟をはじめとし、市域の南西部に臨む東京湾や、市域北東部から南西部をつなぐハミングロードと都市公園の緑など、地勢や地域の歴史が折り重なって形成されたものであり、本計画ではそれらの適切な保全・維持を目指していきます。

また、「人と自然の調和」を形づくる上では、脱炭素社会や循環型社会、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現といった世界全体で目指す大きな目標への対応を図りながら、持続可能なまちづくりに努めていくことが必要となります。本市では、人々の利便性や快適性といった「住みよさ」をできる限り維持しながら、市民や事業者の一人ひとりが環境保全への意識を育み、まちとしての発展と緑と水があふれる環境が両立した持続可能なまちをつくり、未来へつなげていくことを目指します。

5. 内容

目指す環境像の実現に向け、本計画が対象とする分野に対応した5つの基本目標を定め、施策・取り組みを推進します。

基本目標1 地球環境 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち

深刻化する地球温暖化に対し、市民・事業者・市の協働、または国や千葉県との連携により、令和32(2050)年までに市内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、さらなる自然災害の激甚化等が予測される気候変動への適応を進め、人々が安心して過ごすことのできるまちの実現を目指します。

基本目標2 循環型社会 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち

循環型社会を構築するため、できる限り環境負荷を低減することが必要であり、そのために、ごみの排出抑制が重要となります。市民、事業者がごみの排出者であることを認識し、分別のルールを守ることを徹底することで資源を循環させるまちの実現を目指します。

基本目標3 自然環境 緑と水の自然環境を大切にすまち

本市の代表的な自然である谷津干潟をはじめとし、緑と水の自然環境を通じて本市に関わる人々や生きものがともに快適に過ごすことのできる、水辺環境と生物多様性の恵みを大切にすまちの実現を目指します。

基本目標4 生活環境 健康で快適に暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対応を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりに際した周辺的生活環境への配慮を促すことや、市民等と協力して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現を目指します。

基本目標5 環境保全活動 環境のことを考え行動する人々のまち

現在、生じている様々な環境問題に対応し、良好な環境を次世代へ引き継いでいくため、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、人々が環境保全へ向けて自発的かつ協力しながら行動するまちの実現を目指します。

【地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定します。本計画は、本市の自然的社会的条件に応じて、市域の温室効果ガス排出量の削減を計画的に進めるため、温室効果ガスの排出量について部門別に現状を分析し、削減目標と市・市民・事業者ごとに具体的な取組みを定めています。

市域における温室効果ガス排出量の削減目標

市域における令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を
 平成25(2013)年度比 46%削減

【地域気候変動適応計画】

気候変動適応法に基づき策定します。本計画は、本市の自然的社会的条件に応じて、気候変動適応に関する施策を計画的に進めるため、①農業・林業・水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥市民生活・都市生活の6分野において気候変動による現在の影響及び将来予測される影響と、それぞれの適応策を記載しています。